

最終保障供給特例承認申請書

2024年9月20日

中国電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

ネサ運第226号

2024年9月20日

経済産業大臣

齋藤 健 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役
社長 谷川 宏之

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

令和6年7月9日からの大雨の影響により、2024年7月9日、災害救助法が適用されるとともに、2024年9月11日、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、令和6年7月9日からの大雨による災害が激甚災害として指定された。

このため、当社供給区域内において、令和6年7月9日からの大雨により被災されたお客さまから2025年1月末日（災害救助法適用地域に限る。災害救助法適用地域以外においては2025年3月末日とする。）までに申出があった場合には、電気最終保障供給約款（2024年3月18日届出。以下「最終保障供給約款」という。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいう。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがある。

- 1 被災されたお客さまの2024年6月（支払期日が2024年7月9日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を、それぞれ1月延期する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、2024年7月9日が属する料金計算月から7月に限り、各月ごとに次の割引を行ない料金を算定する。

（1）割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金とする。ただし、最終保障供給約款24（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額とする。

（2）割引率

（3）に定める割引日数1日ごとに4パーセントとする。

（3）割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、被災により被災時から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30分ごとの使用電力量等にもとづき当社との協議によって定める。

- 3 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが2025年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を

免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

4 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、契約使用期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2025年1月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

5 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、2025年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

6 お客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを2025年1月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

附則

- 1 本供給条件は、2024年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に最終保障供給約款以外の供給条件（2024年7月16日付け20240711 資第7号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上

別 添

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

令和 6 年 7 月 9 日からの大雨の影響により、2024 年 7 月 9 日、災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内において令和 6 年 7 月 9 日からの大雨により被災されたお客さま（原則として災害救助法適用地域〔2024 年 7 月 9 日以降、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、令和 6 年 7 月 9 日からの大雨による災害が激甚災害として指定された場合は、当該激甚災害の対象地域を含みます。〕のお客さまといたします。）に対し、最終保障供給約款以外の供給条件を設定し、2024 年 7 月 16 日に承認を受けました。

この度、2024 年 9 月 11 日に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、令和 6 年 7 月 9 日からの大雨による災害が激甚災害として指定されたことにともなう申出期日の変更を行なった上で、引き続き最終保障供給約款以外の供給条件を設定したく、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定にもとづき特例承認申請するものであります。

以 上